



令和5年 第1回臨時会：7月12日

行田羽生資源環境組合議会会議録

行田羽生資源環境組合議会

令和5年第1回行田羽生資源環境組合議会臨時会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（9名）	2
○欠席議員（0名）	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
開 議（午後 2時00分）	4
○臨時議長の紹介及び挨拶	4
開 会（午後 2時02分）	4
○議事日程（その1）の報告	4
○仮議席の指定	4
○議長の選挙	4
○議事日程（その2）の報告	6
○議席の指定	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○副議長の選挙	7
○委員の選任	8
休 憩（午後 2時15分）	8
<hr/>	
再 開（午後 2時25分）	8
○諸般の報告	8
○管理者挨拶	8
行 田 邦 子 管理者	8
○議案第5号の上程、提案説明	9
行 田 邦 子 管理者	9
江 森 裕 一 事務局長	10

○上程議案の質疑、討論、採決	1 0
○議案第第 6 号の上程、提案説明	1 1
行 田 邦 子 管理者	1 1
○上程議案の質疑、採決	1 1
○特定事件の委員会付託	1 2
閉 会 (午後 2 時 3 5 分)	1 2
<hr/>	
○署名議員	1 3

行田羽生資源環境組合告示第2号

令和5年第1回行田羽生資源環境組合議会臨時会を7月12日行田市役所305会議室に召集する。

令和5年7月4日

行田羽生資源環境組合
管理者 行田 邦子

令和5年第1回行田羽生資源環境組合議会臨時会会議録

○議事日程（その1）

令和5年7月12日（水曜日） 午後 2時00分開議

第1 議長の選挙

○議事日程（その2）

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長の選挙

第5 委員の選任

第6 諸般の報告

第7 議案第5号 専決処分の承認を求めるについて（行田羽生資源環境組合情報公開・
個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例）

第8 議案第6号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについて

第9 特定事件の委員会付託

○会議に付した事件

議事日程（その1）（その2）に同じ

○出席議員（9名）

1番	木村博	議員	2番	小林修	議員
3番	野中一城	議員	4番	町田光	議員
5番	野本翔平	議員	6番	島村勉	議員
7番	香川宏行	議員	8番	松本敏夫	議員
9番	丑久保恒行	議員			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

行 田 邦 子 管理者
河 田 晃 明 副管理者
江 森 裕 一 事務局長
小 磯 行 男 参 事

○事務局職員出席者

総務施設課長 金 子 政 好
書 記 尾 城 英 樹
書 記 橋 本 拓 斗

午後 2時 00分 開議

△臨時議長の紹介及び挨拶

○江森事務局長 本日は、前組合議員の任期満了後、構成市議会におきまして、本組合議員の改選が行われて最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、松本敏夫議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

松本敏夫議員、議長席へお願いいたします。

[松本敏夫臨時議長 議長席に着く]

○松本敏夫臨時議長 本日ここに本組合議員の改選後、初めての議会が招集されましたので、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

午後 2時 2分 開会

○松本敏夫臨時議長 ただいまから令和5年第1回行田羽生資源環境組合議会臨時会を開会いたします。出席議員が9名で定足数に達しておりますから、議会は成立いたしております。これより本日の会議を開きます。

△議事日程（その1）の報告

○松本敏夫臨時議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配布してある印刷文書により、ご了承願います。

△仮議席の指定

○松本敏夫臨時議長 これより日程の順序に従い、議事に入ります。まず、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいまご着席の議席と指定いたします。

△議長の選挙

○松本敏夫臨時議長 それでは、日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本敏夫臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は指名推選の方法によることに決しました。

次に、お諮りいたします。臨時議長において指名したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本敏夫臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。議長に、香川宏行議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました香川宏行議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本敏夫臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、香川宏行議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました香川宏行議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

議長に当選された香川宏行議員、ご挨拶をお願いします。

〔香川宏行議長 登壇〕

○香川宏行議長 それでは、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

このたび皆様方のご推挙を賜り、行田羽生資源環境組合発足以来、引き続き議長という大任を拝することになりました。大変光栄に存じますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

さて、両市にとりまして、新たなごみ処理施設の建設は共通かつ喫緊の課題であります。

組合では、今年度から施設の建設及び事業運営を担う事業者の選定業務に着手する運びとなり、整備事業も大詰めといった印象がございます。

組合議会といたしましても、速やかな施設整備はもとより、公平公正に努め、両市の市民から喜ばれる効率的で安定した事業が実施できるよう、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

どうか議員各位並びに関係の皆様におかれましては、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

誠にありがとうございました。

- 松本敏夫臨時議長 議長が決まりましたので、臨時議長の職責は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。香川宏行議員、議長席にお着きください。

〔香川宏行議長 議長席に着く〕

- 香川宏行議長 それでは、早速議長の職務をとらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

△議事日程（その２）の報告

- 香川宏行議長 本日の議事日程は、お手元に配布してあります印刷文書により、ご了承願います。

次に、本臨時会に、地方自治法第１２１条の規定により、管理者、副管理者、その他関係職員の出席を求めましたので、ご了承願います。

△議席の指定

- 香川宏行議長 これより日程の順序に従い、議事に入ります。

はじめに、日程第１「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第３条第１項の規定により、議長において指定いたします。

各議員の氏名とその議席番号を課長に朗読させます。——総務施設課長。

〔総務施設課長 朗読〕

- 香川宏行議長 ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

△会議録署名議員の指名

- 香川宏行議長 次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第８５条の規定により、議長において指名いたします。

１番 木村 博 議員

２番 小林 修 議員

以上２名の方をお願いいたします。

△会期の決定

- 香川宏行議長 次に、日程第３、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

△副議長の選挙

○香川宏行議長 次に、日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は指名推選の方法によることに決しました。

次に、お諮りいたします。議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。副議長に、松本敏夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました松本敏夫議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、松本敏夫議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された松本敏夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

副議長に当選された松本敏夫議員、ご挨拶をお願い申し上げます。

〔松本敏夫副議長 登壇〕

○松本敏夫副議長 ただいま副議長に就任させていただくことになり、この上もなく光栄に存じております。その職責の重さを感じているところでございます。

議長とともに、公正かつ円滑な議会運営に努めるとともに、組合の発展、そして両市の市

民のため、誠心誠意取り組んでまいる所存でございます。

どうか、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶と代えさせていただきます。

誠にありがとうございました。

△委員の選任

○香川宏行議長 次に、日程第5、委員の選任を行います。

委員会条例第6条第1項の規定により、議会運営委員会委員に、

木村 博 議員

町田 光 議員

島村 勉 議員

丑久保恒行 議員

以上4名の方を指名いたします。

議会運営委員会は正副委員長の互選を行い、その結果を後刻ご報告願います。

暫時休憩いたします。

午後 2時 15分 休憩

午後 2時 25分 再開

△諸般の報告

○香川宏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、諸般の報告を行います。議会運営委員会の正副委員長が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

委員長 丑久保恒行 議員

副委員長 木村 博 議員

以上のおりであります。

△管理者挨拶

○香川宏行議長 この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

———管理者。

〔行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 皆さまこんにちは。この度、行田羽生資源環境組合の管理者を務めることとなりました、行田市長の行田邦子でございます。議長の許可をいただきましたので、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、行田羽生資源環境組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中をご参集賜り、心から厚くお礼を申し上げます。また、この度の市議会議員選挙におきまして、ご当選されましたこと誠にありがとうございます。

私自身も、5月1日から行田市の市長として市政の舵取りを担わせていただくことになりました。託された職責を精一杯務めてまいります。

さて、昨年4月に発足した本組合における事業は、令和10年度の施設の稼働を目指しています。現在行っている業務は、いずれも施設整備の根幹となる重要な業務ばかりであります。

ごみ処理は、市民生活に密接に関係する大切な事業であります。そしてまた、その財源は市民の皆様からお預かりしたお金や、将来の市民が長きに渡り負担する地方債などで賄われます。慎重かつ公正に取り組むことは勿論、開かれた組合運営に努める所存でございます。

結びになりますが、本事業に対し、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

△議案第5号の上程、提案説明

○香川宏行議長 次に日程第7、議案第5号 専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

〔行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 それでは、議案第5号 専決処分の承認を求めるについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月31日に専決処分いたしましたものでございまして、同条3項の規定に基づきこれを報告し、その承認を求めるものがあります。

それでは、行田羽生資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正したものであります。

以上で議案第5号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○香川宏行議長 続いて、事務局長の細部説明を求めます。——事務局長。

〔江森裕一事務局長 登壇〕

○江森裕一事務局長 それでは、議案第5号について、細部説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第5号 専決処分の承認を求めるについてであります。処分の内容は、令和5年4月1日から施行された個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、引用条項及び用語の整理を行うため、行田羽生資源環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、専決処分させていただいたものでございます。

それでは内容につきましてご説明申し上げますので、参考資料の新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、これまで各地方自治体の条例により規定されていた個人情報保護制度が統合され、全国的な共通ルールが当該法律に規定されたことに伴い、引用条項を整理するものであります。

次に、第6条第1項は、引用条項の整理に加え、個人情報の用語を、個人情報の保護に関する法律の規定に合わせて、保有個人情報に改めるものであります。

次に同条第3項及び第9条は、同様に用語の整理をするものであります。

戻りまして、議案書の3ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行日を令和5年4月1日からとするものであります。

以上で、議案第5号についての細部説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

△上程議案の質疑、討論、採決

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

〔通告なし〕

○香川宏行議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔通告なし〕

○香川宏行議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第5号 専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

△議案第6号の上程、提案説明

○香川宏行議長 次に、日程第8、議案第6号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小林修議員の退席を求めます。

[小林修議員 退席]

○香川宏行議長 課長に議案を朗読させます。——総務施設課長。

[総務施設課長 朗読]

○香川宏行議長 次に、管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 それでは、議案第6号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、説明申し上げます。

本案は、行田羽生資源環境組合監査委員に小林修議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上で、議案第6号についての説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

△上程案件の質疑、採決

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[通告なし]

○香川宏行議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。ただいま上程されている、議案第6号は人事案件でありますので、討論を省略して直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第6号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、これに同意することに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第6号はこれに同意することに決しました。

小林修議員の入場を求めます。

〔小林修議員 入場〕

△特定事件の委員会付託

○香川宏行議長 次に日程第9、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本臨時会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもって、令和5年第1回行田羽生資源環境組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時 35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年 月 日

行田羽生資源環境組合議会議長

香 川 宏 行

行田羽生資源環境組合議会議員

小 林 修

同

木 村 博